

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 労働時間

2 労働基準法の改正問題

日経連の意見

労働基準法研究会のおこなっている同法の見直し作業にたいする日経連など経営者団体の意見書は昨年度の本年鑑(第五六集)で紹介済みだが、今回は、中央労働基準審議会(一九八六年七月二四日)における日経連の意見(要旨)を紹介する。論調は昨年同様、時短反対と労働時間の弾力化を主張している。内容は労働時間以外にもわたっているが、便宜上、ここで一括して掲載する(『日経連タイムス』一九八六年七月二四日による。全文は同紙、同日号を参照)。なお、中基審は同年一二月一〇日に改正の建議を労働大臣に提出した。

【労基法改正に関する意見書】
〈労働時間関係〉

労働時間の法規制を一週間単位とし一日は一週を割り振る単位とする構想は認められるが、その時間を一週四五時間、一日八時間とすることには反対である。変形労働時間制、フレックス・タイム制等労働時間の弾力的な扱いは賛成する。休日労働の賃金割増率の引上げ、年次有給休暇の最低付与日数の引上げには反対する。

〈退職手当関係〉

退職手当支給規程の記載事項を法定化すること、退職手当制度の内容についての細部の明示、不支給・減額についての別途の明示等には反対。社外積立型退職手当制度の採用、退職手当保全委員会の設置等は反対。

〈就業規則関係〉

就業規則の記載事項を画一的に増やし義務付けることには反対。労働契約をめぐる民事的紛争解決のための新機関の設定には反対。

〈その他問題関係〉

第七条「公民権行使の保障」の範囲について明確にすべき。第八条「適用事業の範囲」は今日の実態を反映していない。平均賃金の計算対象から通勤手当を外すべき。第十九条「解雇制度」では懲戒解雇事由の場合まで制限すべき。

全国中小企業団体中央会の意見

また、全国中小企業団体中央会も一九八六年九月三日、意見を発表した。趣旨は日経連とほぼ同様である(『労務管理通信』第二六巻第二五号、一九八六年九月二一日)。

【労働基準法改正に関する意見】
〈法定労働時間について〉

(1)労働時間法制の基本的方向について、一週間単位の規制を基本とする考え方は評価できるが一日の上限を原則八時間とすることは認め難い。

(2)週四五時間に短縮することは中小企業ではまだ三割しか実施されていないことから反対である。大多数を占める小零細企業では時短によるコスト増負担には耐えられず、法による時短が強行されれば雇用にも影響する。

〈労働時間の弾力的配分等〉

(1)変形労働時間は特定事業に限定せず、変形期間はより長期にするとともに、一日の規制をなくすべきである。

(2)フレックス・タイム制の導入には賛成。

(3)「一斉休憩」の原則は廃止すべきである。

〈時間外労働、休日労働について〉

(1)現行以上に規制すべきでない。

(2)休日労働の割増賃金率の引上げは反対。

〈年次有給休暇について〉

(1)最低日数一〇日に反対、現行どおり六日でよい。

(2)計画的付与には賛成。

(3)半日単位の付与には反対。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
